

## 法 と 条 例

### 事業者の義務と東京都の役割

「個人情報の保護に関する法律」<sup>※1</sup>では、個人情報<sup>※2</sup>を事業活動に利用している事業者<sup>※3</sup>に一定の義務を課しています。

東京都では、「東京都個人情報の保護に関する条例」により事業者の責務を定めるとともに、都の意識啓発等の普及促進・苦情処理の責務、不適正な取扱いが改善されないときの指導権限等を定め、個人情報の保護に取り組んでまいります。

### 事業者の義務

- 個人情報を利用する目的を明確にする。
- 個人情報は適正に取得し、利用目的を本人に明らかにする。
- 個人情報を正確な内容にしておく。
- 個人情報を安全に管理する。
- 第三者に個人情報を提供しない。
- 開示・訂正・利用停止等を行う。
- 苦情の処理を行う。

※1 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律です。この法律では、民間の事業者の個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めるとともに、事業者が自律的に取り組むことを重視しています。

※2 生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいいます。

※3 法は5000人を超える個人情報を事業活動に利用している事業者に義務を課していますが、その他の事業者も個人情報保護の重要性からこれに準じた取組が望まれます。

## 相談 Q & A

**Q1** 見知らぬ会社からのダイレクトメールを止めてほしいときは、どうしたらよいですか？

**A1** 個人情報の利用停止を求め、ダイレクトメールの送付を止めさせることが考えられます。個人情報が不正な手段で取得されている場合や、明示された利用目的に反して利用されている場合は、事業者はその利用を停止しなければなりません。

**Q2** 景品の抽選に応募するため、住所や連絡先を記入したら、商品の勧誘という別の目的に使われました。

**A2** 事業者は、明示された利用目的以外に個人情報を利用することはできません。また、本人から書面により個人情報を取得する場合は、あらかじめ利用目的を本人に明示する義務があります。

**Q3** 商品を購入したところ、個人情報をグループ企業に提供され、別の商品案内が送られて来ました。

**A3** 事業者は本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供できません。しかし、共同利用する旨、個人データの項目や利用する者の範囲、利用目的等をあらかじめ本人に通知している場合は、第三者提供には該当しません。

**Q4** 学校やPTAで名簿を作成したいのですが、どのようなことに注意したらよいですか？

**A4** 名簿の作成にあたっては、「学校行事及び父母会の連絡」などの利用目的を明らかにした上で、本人同意を得て個人情報を収集し、「目的外利用の禁止」や「第三者への提供の禁止」を名簿にはっきりと記載するほか必要な情報のみ掲載するなど、慎重に取り扱しましょう。

**Q5** 「個人情報」の入手先や入手方法について事業者に開示を求めることはできますか？

**A5** 事業者は本人からの求めに応じて、保有個人データの開示を行う義務があります。開示する個人情報に入手先や入手方法が記録されていれば、確認することができます。適正な手段で個人情報を取得したか、事業者に説明を求めてみましょう。

**Q6** 事業者に自分の「個人情報」の開示を求めたのに認められず、困っています。

**A6** 事業者は本人からの求めに応じて、保有個人データの開示を行う義務があります。ただし、第三者の権利利益を損なうおそれがある場合など、非開示となることもあります。

**Q7** いつも間違った名前でダイレクトメールが送付され困っています。訂正はできますか？

**A7** 事業者は、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。そのため、内容が事実でない場合は、訂正を求めることができます。その際、事業者は遅滞なく必要な調査を行い、内容の訂正等を行う義務があります。



Q8

病院で外来患者の氏名を呼ばなかったり、病室に患者の氏名を掲示しないなどの対応が行われていますが、これも個人情報保護法によるものですか。

A8

医療、金融・信用、情報通信等の分野については、特に適正かつ厳格な個人情報の保護が求められています。患者の氏名は個人情報に該当するため、患者から他の患者に聞こえるような氏名の呼び出しや掲示をやめて欲しい旨の要望があった場合は、医療機関は誠実に対応する必要があります。

Q9

クレジット契約の申込書に記載してある個人信用情報機関への登録・利用への同意という項目があります。何をするとどこですか。

A9

個人信用情報機関は、個人のローン、クレジット契約に関する信用情報を登録し、加盟会員事業者に対して、この信用情報を提供することを業務としています。個人信用情報機関に対しては、自分のどんな情報が登録されているかを開示し、確認することができます。内容が誤っている場合は、訂正や削除を求めることができます。

Q10

事業者にはどのような罰則が科せられるのですか？

A10

事業者が個人情報を不適切に取り扱った場合には、主務大臣・知事から勧告や命令が下され、この命令に違反すると6ヶ月以下の懲役か30万円以下の罰金が科せられることがあります。

## あなたの個人情報を 守るために

- 自分の個人情報は自分で守る意識を持ち、個人情報をむやみに提供しないことが大切です。
- 個人情報を事業者に提供する前に、個人情報の利用目的や事業者の個人情報取扱いの管理体制をチェックしてください。
- 万一あなたの個人情報が漏れるなど、個人情報を不適正に取り扱われた場合は、事業者や事業者団体、認定個人情報保護団体※の相談窓口連絡し、その取扱いの是正を求めて下さい。

※個人情報の適正な取扱いの確保のため主務大臣が認定した、苦情の処理や対象事業者に対する情報の提供などを行う団体のことです。

### 相談窓口

生活文化局広報広聴部 情報公開課

第一本庁舎28階北側 ☎ 03-5388-3160

生活文化局広報広聴部 都民の声課

第一本庁舎3階南側 ☎ 03-5320-7725

東京都消費生活総合センター

新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

☎ 03-3235-1155

東京都ホームページ

(<http://www.metro.tokyo.jp/POLICY/JOHO/privacy.htm>)

内閣府ホームページ

(<http://www5.cao.go.jp/sekatsu/kojin/index.html>)

# 個人情報 保護制度

## Q&A



東京都